

審査請求書（要約版）

2020年6月11日

日本弁護士連合会 御中

審査請求人ら代理人

弁護士（主任） 泉 信吾

弁護士 尾込 平一郎

弁護士 辻 洋一

弁護士 影山 知佐

弁護士 阿部 泰隆

弁護士 関葉 子

弁護士 谷英樹

弁護士 丸山 和也

第1 はじめに一本件の争点へのアプローチの方法

- ① 原議決書は、自らの法解釈を前提に事実認定し、その事実認定に基づいて「非行」と断定しているが、自らと異なる見解をとったから「非行」とすべきではない。審査請求（法）人の理解・主張にも十分理由があるから、「非行」には当たらない。
- ② 原議決書には、多くの事実誤認と法的評価の誤りがあり、そもそも弁護士法27条及び弁護士職務基本規程（「基本規程」）13条1項違反はない。
- ③ 仮に、弁護士法または基本規程違反があり、かつ「非行」に当たると仮定しても、業務停止6か月にするべき根拠はなく、厳重注意程度で済ませるべき案件である。
- ④ また、本件懲戒手続には重大な違法があるため、この点からも懲戒処分は取り消されるべきである（詳細は別書面「本件懲戒処分手続の違法、不当について」で述べる）。

第2 法解釈の違いを「非行」とすることは、完全に誤った判断であること

一 「品位を失うべき非行」、「非弁提携」という要件該当性の判断の仕方

- ① 原議決書の事実認定、法的評価に対し審査請求法人は合理的な反論をしているから「非行」にあたらない。
- ② 審査請求法人が提出した反論と証拠（懲乙31乃至33阿部泰隆神戸大名誉教授の意見書及び論文）について原議決書はほぼ全く検討していない。
- ③ 「品位」、「非行」、「非弁提携」という概念は不明確であるが、これを根拠に広い裁量を認める見解は古い特別権力関係時代の発想である。

今日では、根拠事実をきちんと認定し、制度趣旨に沿って、合理的判断を行う（考慮すべき事項を考慮し、考慮すべきでないことは考慮しない）判断過程を経る必要がある（最高裁判例（平成19年12月7日民集61巻9号3290頁等））。

- ④ 各要件は刑事処罰の要件でもあるから、広く解してはならないし、一般に要件裁量は否定される（要件裁量から効果裁量へ（審乙3））。
- ⑤ 暗昧な文言の下に広い裁量を認めると、恣意的判断に陥り、重大な過ちがおきやすい（なお、行政手続法12条は不利益処分の基準（「処分基準」）を設定することを求めており、実際、多くの行政庁が定めている）。
- ⑥ 弁護士法が行政手続法を原則として適用除外としているのは、手続保障不要という趣旨ではなく、法律家の団体であるからにはるかに充実した権利防御手続を自主的に用意することが期待されているからである。
- ⑦ しかるに、弁護士会は、まともな権利防御手続を作らず、取り調べ（=糾問手続）を置き、行政手続法に著しく劣る手続しか用意しておらず、処分基準も設定せず、暗昧な要件を明確にしていない。
- ⑧ 合理的な処分基準を作らない現段階では、この概念のコアの部分と外縁部分を分けねば、誰から見ても異論のないコアの部分(事件屋との連携など)に対してのみ適用すべきである。外縁部分(本件の場合、代理権越え認定司法書士との連携等)は、不明確であって、人によって意見を異にし、予測可能性が低いので、適用すべきではない（最高裁昭和60年10月23日判決参照）。

二 仮に審査請求法人に非弁提携に関する法解釈の誤りがあるとしても、法解釈における見解の違いは「非行」ではないこと

- ① 権力者の解釈に沿わなければ「非行」ということはない。判決が上級審で覆されても、弁護士会の懲戒処分が日弁連や裁判所で取り消され、処分に過失があっても、「非行」があったとは言えないのと同じで、「非行」というためには、著しく誤った解釈を行った場合に限るべきである。
- ② 国家賠償の判例でも、ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立しており、いずれの見解にも一応の論拠が認められる場合に、公務員がその一方の解釈に立脚して公務を執行したときは、処分が違法とされても直ちに当該公務員に過失があったとはいえないとされる。

- ③ 民事訴訟では、裁判所が最新の解釈をして、異なる解釈をした者を敗訴させているとの反論があるかもしれないが、債権法は、裁判規範であり、刑法は私人の行為規範であり、国家の権力行使の基準だからである。弁護士法の懲戒処分は、国家権力の行使である行政処分であり、この点では刑法と同じである。

三 代理権超え案件での認定司法書士との連携を非弁提携とするのは、これまでの非弁提携とは類型を異にし、簡単に非弁提携とすることは無理・無茶であること

- ① 本件で提携したのは、無資格者ではなく法務大臣の認定・監督を受け、140万円までは弁護士と同じ資格を有する認定司法書士であるから、非弁提携とは全く類型が異なり、業務の対価を得ることを事件屋と同視することには無理がある。
- ② 140万円を超える場合は受任時にはわからず、取引履歴の取り寄せや引き直し計算等を行って初めて判明する。その後、認定司法書士は審査請求法人からの委託で訴状の作成等を行ったが、これは弁護士同様適法に行える（司法書士法3条1項4号）。
- ③ 前の弁護士が途中まで行なってから、やむを得ない理由で引き継ぐ場合、前の弁護士はもらっていた着手金のうち相当部分を受け取る、あるいは勝訴ほぼ確実であれば、成功報酬の一定割合を分け合うことも実際に行われている。

四 「非行」とは、単なる規範違反ではなく、主觀的なものであること（懲乙33）

- ① 一般的に「非行」とは、客観的にルールに違反しただけではなく、主觀的なものであり、しかも、単なる過失ではなく、故意、少なくとも重過失ある行為である。
- ② 行政法規においては、刑法と異なり、不利益処分発動の要件として、故意、過

失を要するかどうかについては、解釈に委ねられている。

- ③ 客観的違反を理由に是正措置を要する場合（車検、違反建築物の除去命令等）には、行政処分発動に被処分者の故意過失を要しないが、制裁的行政処分（たとえば、行政法規違反を理由とする営業許可取消・停止命令、公務員の懲戒処分等）は、制裁的な面があるので、刑事処分に準じ、その悪質さの程度、つまりは、違反者の故意過失の程度の認定が不可欠になる（保険医の指定の取消に関する健康保険法80条など参照）。
- ④ 弁護士の懲戒処分も制裁的行政処分であるから、「品位を失うべき非行」条項を適用するためには、被処分者の主観的因素、つまりは、違反が故意によるか、重過失によるか等を認定する必要がある。
- ⑤ そもそも19万8000円が業務の対価か、紹介料を含むのかについては、建築工事のように個別に積算して算定できる性質のものではない。
- ⑥ 司法書士の作業時間に見合う報酬額であるかどうかは、訴状を作成する場合の司法書士の報酬相場、もともと新宿事務所が依頼者に提示していた額、新宿事務所が他の法律事務所から支払いを受けた額等を参考して判断するしかない。
- ⑦ 審査請求法人は慎重に金額を検討した。従前140万円超で新宿事務所が本人訴訟支援する際に19万8000円としていたこと、司法書士の報酬に関するアンケート結果における訴状作成費用を参考したこと、他の5つの弁護士事務所との契約でも同額であったこと等から決定されたもので、それなりに慎重に決定された合理的なものであるといえるから、「非行」とはいえない。
- ⑧ さらに、審査請求法人は、万一批判されないように、優秀で信頼のおける弁護士複数の意見を聞いているから、仮に誤りと判定されても、結果論であって、過失はなく、非行に当たるものではない。
- ⑨ 会社も、複数の弁護士の意見を聞くなど慎重な手続を経ていれば、結果として反対の見解が採用されても、その重役陣が株主代表訴訟で過失ありとして責任を問われることはまずない。

- ⑩ 懲戒委員会は、審査請求法人がこのような慎重な調査をしたことを踏まえるべきであるが、それがなされていないので、これも判断逸脱である。
- ⑪ 司法書士会は新宿事務所について、同一の事案で不処分とした。

五 小 括：あるべき考え方

- ① 司法改革で、認定司法書士は140万円までの簡易裁判所事件について弁護士と同等の権限を与えられたが、140万円超えが判明した場合、地裁に控訴された場合には、弁護士との連携が必然的に必要になる。これらは事前にわかるものではないにもかかわらず、認定司法書士との連携が突然非弁提携として取締りの対象になるとすれば、依頼者も困るし司法改革の趣旨にも反する。
- ② 本来、この点について何らかの引継ぎ規定が必要であったが、弁護士法が単に弁護士と非弁護士を区別する規定のままなのは、司法改革における改正漏れ・立法ミスというべきである。
- ③ 仮に認定司法書士との連携を非弁提携として処分するのであれば、少なくともその前に、認定司法書士も弁護士相当ではなく、代理権超えの事案の連携も事件屋との提携と同じ非弁提携であるとのまっとうな理論的説明をすること、その場合、依頼者や認定司法書士、弁護士はどう対処すべきかの事前説明が必要である。さらには、司法書士との提携に関する合理的なガイドラインを作って、それを徹底してから、それに明らかに違反する者(コアの部分)を処分すべきであった。

六 原議決書は問題点を把握したにもかかわらず誤った判断をしている

- ① 原議決書も事件屋と認定司法書士を同一視すべきではないという主張にも首肯できるところがなくないと認めている。
- ② つまりは、原議決書の理由は、絶対的なものではなく、審査請求人らの主張も、それなりに理由があることが認められたのであるから、そこから非弁提

携と断定することは論理的ではなく、立法論ならともかく解釈論として、このようなあいまいな判断で不利益処分要件とするのは無理である。

- ③ このような逆転した論理は誤りであり、弁護士人生を破綻させるだけの説得力あるものではないから、最高の法律家である日弁連の権威においても採用されるべきではない。これで、本件は解決したことになる。
- ④ 原議決書は、新宿事務所が多額の紹介料を得てきたから、非弁に当たらないということはできないと述べるが、紹介料が少額なら弁護士扱いできるというのも奇妙な理屈である。
- ⑤ 原議決書は、最高裁昭和 46 年 7 月 14 日大法廷判決のうち審査請求法人が援用する部分は完全な傍論に過ぎないとするが、そうであるとしても、最高裁判決が理由として述べているのであるから、それを根拠とする解釈(代理権超え認定司法書士が事件屋とは異なるという解釈)は荒唐無稽なものではなく、それなりに一つの解釈である。また、日弁連の『条解弁護士法』の 72 条部分では、この部分も規範として記載されている(審乙 5)から、これに沿う解釈をしたからといって、「非行」に当たるとはいえない。

第3 原議決書の事実誤認と法的評価の誤りについて

原議決書には、以下のとおり多数の事実誤認と法的評価の誤りがある。

一 依頼者と新宿事務所間の委任契約において、審査請求法人と新宿事務所間の

①乃至③業務¹の成果物が無償引受の対象とならないこと

- ① 原議決書は依頼者と新宿事務所との契約を無償委任契約とするが、正しくは、過払金があれば報酬を支払い、過払金がなければ無償とする(着手金も不要)という有償委任契約である。
- ② 上記契約には、「お客様のお借り入れに関する資料の代理取得・調査」に伴い

¹ ①乃至③業務とは、①新規依頼表及び法律相談結果データ作成、②各債権者からの取引履歴データ及び証書の引継ぎ、③引き直し計算書及び証書データ作成(原議決書 3 頁)である。審査請求書の冒頭に記載。

発生する「報酬・実費・手数料は無料」との記載があるが、これは、取引履歴を代理取得し過払金の有無と金額を調査することについての手数料が無料ということを意味しているにすぎない。

- ③ 委任契約の受任者が負う義務は、⑦受任者が受け取った金銭その他の物の引渡し義務（民法646条）、及び、①委任事務の報告義務（民法645条）であるから、140万円超が判明して新宿事務所が辞任する場合には、（i）依頼者が、代理取得した資料の引渡しと過払金の有無及び額に関する報告以上に何も求めないのであれば無報酬であるが、（ii）仮に引き直し計算書その他作成した書類等の引渡しまで求めるとすれば（引き直し計算書の電子データの引渡しまで求めるとすればなおさら）、委任事務の報告義務（民法645条）や調査費用無料の合意を超えるから、別途の合意が必要である。
- ④ 審査請求法人と新宿事務所との業務委託契約書では、新規依頼表及び法律相談結果データの作成（お客様属性分析調査を含む）、債権届、取引履歴のOCR読み込み及び引き直し計算等にかかる全ての電子データ等を引き渡す旨の特約が存するが、これらは、前記⑦①に含まれるものではない。過払金返還請求事件においては、ほとんど全ての事案で、引き直し計算書は電子データでもらわないと意味がない（審乙6）。この引き直し計算書電子データは、委任業務が完遂され報酬が支払われた場合であっても依頼者に引き渡されるものではない。
- ⑤ 新宿事務所と依頼者との委任契約には上記のようなデータ等を引き渡す旨の特約は存しないのに、これらを無償で引き渡す義務があるから支払は紹介料であるとする原議決書の契約の解釈は明らかに誤りである。

二 引継ぎの際にそれまでの業務対価を払うことが禁止されるとの「新ルール」について

- ① 原議決書は、コンサルタント業や土業を営む者が、事実の調査を行って事件の紹介をした場合、弁護士同士の事件の引継ぎの際、継ぎを受ける弁護士が

それまでの業務の対価を支払う理由や必要性は存在せず、紹介者の作業や成果に対する対価の支払はあくまでも依頼者自身が行わなければならぬとするが、このような新ルールは初見である。

- ② 弁護士法 72 条後段の解説や基本規程 13 条 1 項の解説には、このようなルールの記載はない。むしろ、「報酬」は周旋との対価関係を要する、「謝礼」とは紹介行為との対価関係が必要であるとあり、業務の対価を支払うことはこれらの規定に抵触しないと読める。
- ③ 原議決書は、「依頼者と成果物をワンセットとして事件を引き継ぐことが正に紹介なのであり、これを有償で行なうことが紹介料の支払として禁止されている」としたうえで、19万8000円の支払が成果物の譲渡の要素のみから構成されるとみることはできないとするが、審査請求法人は、あくまで案件（依頼者）の紹介は無償で受けており、紹介を受けた後に、当該依頼者について新宿事務所が行なった業務の成果物を有償で譲り受けているのである。
- ④ 前記解説を読めば、紹介料は、あくまで紹介との間に対価関係がなければならず、業務に対する対価はこれに含まれないことが明らかであるから、原議決書のような乱暴なワンセット理論は、明らかに通説的な解釈に違反するばかりか、拡大解釈であって、罪刑法定主義に違反するし、予測可能性を害するものである。
- ⑤ 弁護士法 72 条や基本規程 13 条 1 項と同様の規定を有している米国の例でも、完全成功報酬制の委任契約の場合、案件を引き継ぐ際の後任弁護士から前任弁護士への金銭の支払いは、法令で禁止される紹介料や報酬の分割として扱われていない。むしろ、業務報酬を清算するための正当な支払いとして扱われている（審乙7の2スティーブン・ギブンズ意見書和訳2頁）。
- ⑥ 米国法では、法律事務所の支払のなかに、紹介に対する何らかの報酬の要素が含まれていたとしても、この結論を変えるものではない。禁止されているのは「純粹な」紹介である。つまり、紹介元の弁護士が一切作業をしない場合や少量の作業しか行わない場合、一切の法的責任も負わない場合及び紹介に

対してのみ報酬を受け取っている場合である。

- ⑦ この米国法の考え方を、本件にあてはめると、新宿事務所が、ほとんど何の作業もしないで、審査請求法人に引き継いだという場合でない限り、有償周旋として違法にはならないのである。弁護士法72条後段及び基本規程13条1項の規定の趣旨は、米国のそれと何ら異なることはなく同様に解釈すべきである。

三 依頼者が19万8000円の支払いを認識していないことについて（原議決書37頁）

- ① 原議決書は、依頼者に19万8000円の支払いが行われることの説明や同意がないというが、依頼者は審査請求法人から完全成功報酬制による契約であることの説明を受けて同意している以上、審査請求法人がいくらで訴状作成を他に依頼し、成果物業務をいくらと評価するかは審査請求法人の問題であって、依頼者には利害関係がない。これは所属弁護士の給与を依頼者に明示する必要がないことと同様である。
- ② アメリカ法曹協会の倫理及び職務に関する常設委員会の公式見解487番（2019年6月18日）は、「依頼者が弁護士間の報酬の分配において『それが依頼者にとって特に有利となるものではなく、報酬の分配の結果に関して頓着しない』場合に弁護士らが『依頼者とのさらなる同意または協議の必要無しに』弁護士間で問題解決することを認めている。」「合計の報酬額が変わらなければ、通常、依頼者は弁護士間でどのように報酬を分配するかに無関心である。」とされている（審乙7の2スティーブン・ギブンズ意見書和訳7頁）。
- ③ 前述のとおり、新宿事務所と依頼者との契約は、有償委任契約であって、引き直し計算書を無償で譲り渡す旨の合意もない。仮にこれを譲り受けたとしても、電子データがなければ、結局は、ほかの弁護士は、引き直し計算をはじめからやり直さなければならないから、ほかの弁護士がその分安く依頼を受

けられるわけでもない。したがって、原議決書の述べる依頼者の不利益など、
一切存在しない。

- ④ 原議決書は、依頼者が不利益を受けなかったことを多数認定しているが、唯一依頼者の不利益になっていると原議決書が述べた点についても、上記のとおり、何ら理由がない。

四 裁判書類作成業務（④及び⑤の業務²）の委託に合理性があること

- ① 原議決書は、審査請求法人が平成22年の開設以来約7年間に債務整理事件・過払金返還請求事件を4万8202件も取り扱っていることから、その実績及び規模からすると、紹介を受けた事件のみを特段委託する必要性があるか疑念があると述べるが、事実誤認である。
- ② 4万8202件というのは前身の法律事務所オーセンスの時代からの11年間の数字の累計である。
- ③ 審査請求法人の月間の債務整理事件の処理件数は数百件程度であり、債務整理事件を扱っている人員は全所員のうちの一部にすぎず、他に離婚、交通事故、刑事事件、顧問業務など多くの種類の案件を扱っている状況であった。かかる状況下で月間300件というような数の案件（しかも原則全件提訴が必要な140万円超え案件）が引き継がれることとなったのである。
- ④ 審査請求法人は、自前での処理能力を超える分の引継ぎを断ろうとしたが、新宿事務所から、相談から引き直し計算までの成果物の引継ぎを受け、かつ、裁判関係資料の作成まで新宿事務所において対応することが可能との提案を受けたこと、時効成立などの依頼者の不利益を避ける必要があると判断したことから、新宿事務所に事務を委託した。
- ⑤ 迅速な訴状の作成は、過払債権の時効消滅から依頼者を守るために極めて重

² ④及び⑤の業務とは、④裁判用書類及び交渉用書類のデータ作成、⑤裁判所用書類一式の作成及び訴訟準備支援（原議決書4頁）である。

要なものであり、同業務に精通した多くの司法書士をかかえ、訴状作成に必要な依頼者のデータをシステム上に保有しており、事案の論点を既に把握している新宿事務所は最も迅速に裁判書類作成を行うことができる最適な委託先であった。

- ⑥ 過払金返還請求事件は、取引の分断と一連計算、債権譲渡・事業譲渡がなされている場合の過払金返還債務の承継、過払金利息の取扱い、消滅時効、私的和解・調停合意・民事調停法17条の決定の無効、クレジットカードが絡む取引に関する特有の論点、判例以後のみなし弁済・遅延損害金の取扱いなど、多様な論点が有り得る専門的訴訟である。これらの論点は、引き直し計算による過払金の計算及び訴状の作成に当たって予め考慮しなければならない事項であり、決して本件議決書が述べるような「相當に定型化した事務的な作業」というような指摘は当てはまらない。
- ⑦ 新宿事務所は、25万件以上の過払金返還請求事件の解決実績を有し、この分野での専門性を有していた。そして、新宿事務所の相談業務、調査業務、正確性チェックを通じて、当該事件が訴訟となった場合に問題となる論点の把握、正確かつ迅速な対応が可能になるからこそ、④⑤の業務を新宿事務所に委託していたものである。
- ⑧ 原議決書は、「合理性があるとは直ちに認められない」「実績作りを装ったものとの疑惑が残る」と認定しているが、「疑惑が残る」だけで懲戒することができるわけではない。これでは、審査請求法人の側で合理的疑いを入れない立証をしなければ有罪（疑わしきは罰する）とするのと同義である。処分要件該当性の立証責任は不利益処分の一般原則に照らして、権限行使する処分庁にあるから、処分庁がその該当性を合理的な疑いを入れない程度まで立証する責任がある。したがって、原議決書は立証責任についての考え方を根本的に誤っており、明白に違法である。

五 19万8000円は高額にすぎるとする点について

- ① 司法書士の報酬規程はカルテル禁止の観点から、弁護士同様に撤廃されており、高い安いは主觀の問題に過ぎない。
- ② 弁護士でも、相談無料から、1時間1万円から6万円程度と様々な金額が存在し、高額だからその一部は贈与であるといった議論は存在しない。
- ③ 原議決書は、新宿事務所がかつて依頼者との間で19万8000円の対価で裁判資料の作成等を行う契約を締結していた事実を看過している。
- ④ 原議決書は、過払金訴訟等の裁判資料作成が事務職員でもできるから19万8000円は高い旨述べるが、単純な賃料請求訴訟を着手金30万円以上で引き受ける一般的な弁護士が存在することを看過している。
- ⑤ 原議決書は、日司連の指針における任意整理事件の着手金5万円、裁判書類作成業務対価を4乃至5万円とした裁判例の存在等を根拠とするが、任意整理事件の着手金は、受任通知を発送しただけで発生する。利息制限法の範囲内の業者であれば、引き直し計算なしに5万円の報酬が受領できる。140万円を超える長期間の取引について引き直し計算を完了した事案の報酬が5万円に過ぎないと到底認められない。
- ⑥ 任意整理事件は、依頼者の困窮、事案の成功確率などから、着手金を低めに、報酬金を高めに設定してある。140万円の過払請求事件において、引き直し計算をし、電話での交渉で過払金を回収した場合、着手金5万円と、報酬金28万円の合計33万円をトータルの報酬として受領できるが、労力がかかる部分は引き直し計算であるから、引き直し計算までして5万円しか受領できないとの原議決書の認定は、明らかに実態に即していない。
- ⑦ 本件で、新宿事務所から引継ぎがなされるのは、すべて140万円を超える過払い金請求である。140万円以内と比較し、引き直しの労力は2倍以上であるから、10万円という対価が合理的かつ適正であることは疑いの余地がない。
- ⑧ 原議決書は、本件の訴状は、日司連のアンケートの事案とは違うと述べるが、

アンケートで参考にした賃料滞納にかかる建物明け渡しの訴状などは、まさに定型的で簡単なもので、賃料保証会社から大量に発注される建物明け渡し訴訟の案件単価は、出廷費用を含めて1件あたり10万円などで受任している弁護士も多いから原議決書の言い分は成り立たない。

- ⑨ アンケートは全体平均と高額者の平均で大きな幅があるのだから、よほど大きく相場を逸脱していない限りは、対価の相当性を欠くということはない。
- ⑩ 原議決書は、業務委託費の対価が、原価に収まっていなければならないかのような認定をしているが、本件業務委託費は、司法書士の業務に対する対価であるから、原価でやらなければならないという原議決書の発想は明確に誤りである。

六 ワンストップ・サービスとして正当性があること

- ① 原議決書は、ワンストップ・サービスでは、各専門家がそれぞれ依頼者との報酬契約を締結することを前提とする旨述べるが、解説基本規程は、そのような要件を一切述べておらず、個別案件について他の専門家と協働した場合には、合理的な基準に基づく弁護士報酬の分配が可能であると述べている。
- ② 原議決書は、本件のように引継ぎを伴ういわゆるリレー方式の（時間的同時性のない）ワンストップ・サービスは、基本規程12条但書の「正当な理由」に当たらないとするが、この新ルールも初見である。前記解説をどう読んでも、可能と考えるのが自然な解釈である。
- ③ そもそも基本規程12条の趣旨は、事件屋などに報酬を分け与えることを禁止するものであるから、一定額での外注費用などがここに含まれるわけではない。たとえば、弁護士の負担で一部翻訳や反訳を外注することもある。

七 その他の原議決書の誤り

- ① 原議決書は、依頼者から不満が出たので報酬を確保する方策を考えたなどと勝手に推認するが、不満が出したことなどないから誤りである。何の証拠にも

基づかない想像で業務停止 6 か月の重い処分を科すなど許されない（審乙 4・酒井陳述）。

- ② 原議決書は、業務委託の必要性が生じる前に、19万800円を要求されたような時系列を認定するが誤りである。はじめに代理権超え案件の引継ぎの打診を受けて開始し、案件数が想定の数を大きく上回ったため、断ろうとしたところ、新宿事務所から業務を受託できる旨の話があり、その後の話し合いの中で、19万800円という金額の提示があったものである。
- ③ 原議決書は、一部の業務は、業務委託に基づいて作業したものではないとする。たしかにこれらの一部は新宿事務所が依頼者のために行なった業務ではあるが、前述のとおり、辞任する際に、その電子データ等を依頼者に引き渡す義務を負うものではなく、契約書の表現の問題に過ぎない。それらは今後の業務をスピーディーに遂行するために、審査請求法人にとっても、依頼者にとっても有益であることから、その価値を評価し、（これを含めて）報酬として支払うことは、前記のとおり認められることである。
- ④ 原議決書は、事件解決の見通しが立たない早期の時点で対価を支払い、回収できなくとも精算は一切されないことが不可解とするが、これは新宿事務所の業務に対する報酬であるから、過払い金の回収とは関係なく支払うべきものである。紹介料を含んでいないから当然である。

八 審査請求法人が新宿事務所に業務委託するまでの経緯に関する事実誤認

- ① 原議決書は、新宿事務所が広告宣伝活動に注力できるようになり、140万円超の事件を含め大量の集客を進めたと認定するが、新宿事務所は、過払金の広告を出稿する際には、司法書士は訴額140万円以下の過払金返還請求事件のみを取り扱えることを明らかにしていた。
- ② そもそも140万円超かは引き直し計算をしなければ分からないのであり、結果的に新宿事務所が受任した過払事件が140万円超過払事件となることは避けられない事象であるし、その場合でも司法書士は、本人訴訟支援（裁

判所書類作成業務) をすることが法令上可能である(司法書士法3条1項4号)。

- ③ 140万円超が判明した場合に、一から弁護士を探さなければならず、一からやり直せば過払金の回収も遅れてしまう依頼者のために、信頼できる弁護士・弁護士法人を引継先としておき、依頼者の承諾を得て事件を引き継ぐことが非難されるべきこととは到底思われない。

第4 量定判断の裁量の規制

- ① 懲戒処分をするとすれば、どの処分を選択するかは単純な自由裁量ではなく、事犯行為と制裁との均衡(比例原則)が必要である。それには、事犯の軽重だけではなく、故意か、重過失かという主觀的情状も大きく影響する。原議決書は業務停止6か月にした理由について、「以上の事情を総合的に考慮して」と述べる。これは判断基準も何もない、どんぶり勘定的な不合理なものであり、それだけで裁量濫用である。
- ② 仮に業務の対価だけではなく紹介料を含むとする場合は、一体「19万8000円のうちのどの部分が、どういう理由で、紹介料にあたるのか」を具体的な理由を示して認定し、その上で、「違反の程度、分量、主觀的要件の程度、加重・軽減事由の有無、初犯か再犯か、注意・警告を受けていたか」などの主觀的因素を考慮して、その程度に応じた量定をしなければならない。
- ③ これらは処分理由としてきちんと説明しなければならない(行政手続法14条参照)。
- ④ 原議決書は、本件が規模において他の案件と比較して非行性が強く責任が重大であるというが、過払い債権者を多数救済したのであり、依頼者からの苦情もなく、この間に弁護士会から注意、警告を受けていた事実もない。
- ⑤ 新宿事務所に一定の業務委託料を払って、業務を委託し、その成果物を引きとつて、過払い債権回収に臨んだことは、むしろ、社会貢献であり、およそ非難には値しない。審査請求法人の行為は違法でもなく、それについて故意も

過失もない。

- ⑥ 依頼者には、記録を渡して、別途新たに弁護士を探せというのであろうか。本人訴訟支援といって、これまでの費用を要求してよいのであろうか。債権が時効になり、回収が遅れて金策に困難をきたすのに、放置されるのである。権利擁護を標榜する弁護士会としては、依頼者を放置しない解決策を工夫して早期に提示しなければならなかつたはずであるが、原議決書は、どうしたらよかつたのかは何ら示していない。
- ⑦ 原議決書は、審査請求法人が資料の提出要求に応じなかつたとするが、懲戒委員会は、調査と関係のない資料について必要とする理由すら示すことなく横断的に提出を求めた。資料の提出要求が「必要の範囲」に限られることは、行政調査に関するどの法律でも定めていることで、過大な要求は違法である。
- ⑧ 審査請求法人は、意見書3において、正当な理由があると主張したのであるから、東弁は、それに正当な理由がないことを立証しなければならなかつた。
- ⑨ 審査請求人らは、非弁委員会からのヒアリングに対して当初より包み隠さず真実を述べ、求められた資料提出要求にも一貫して全て誠実に対応してきた。
- ⑩ 原議決書は、審査請求法人が第二東京弁護士会に新たに弁護士法人を設立して活動したことを懲戒逃れとするが、審査請求法人には銀行借入があり、無限連帯責任を負う社員弁護士のなり手がおらず、支店を開設できない状態になつたため、無借金の弁護士法人を設立して支店を運営していくこととしたのであって、懲戒請求とは何の関係もない。
- ⑪ そもそも、第二東京弁護士会に新たに弁護士法人を設立したのは、審査請求人らではないのだから、審査請求人らの情状事情とすることは許されない
- ⑫ また、審査請求人らは、業務停止処分を受ける可能性がわずかでもあるならば、依頼者に迷惑をかけるべきではないと考え、審査請求法人の新規案件受任業務を停止したのであり、何ら責められる事情ではない。
- ⑬ 懲戒は弁護士及び弁護士法人を対象としており、法律事務所を対象としていない（弁護士法56条1項）。法律事務所全体を停止させるべき事案では、事

務所に所属する他の弁護士にも懲戒請求を行うべきで（法人化していない事務所では意思決定をしたボス弁のみが懲戒請求され、他の弁護士に影響がないこととのバランス）、現に鈴木からの懲戒請求では、他に15名の弁護士と審査請求人の川崎・横浜支店が懲戒請求の対象とされたが、いずれも懲戒不相当とされた。弁護士法62条で、審査請求人らは、懲戒手続中、他の弁護士会への登録換えを禁じられており、懲戒逃れなどできない。東弁は審乙9の書面で懲戒手続の潜脱（弁護士法62条3項の潜脱）の疑念があるとして是正を求めてきたが、2018年2月28日、審査請求法人が審乙10の回答書で説明をしたところ、一切の返答はなくなった。

- ⑭ 日弁連は、仮に処分するとしたら、真っ当な理由だけにして、198000円のうち、紹介料はどの部分か。故意・重過失・過失があったのか。これまでの先例などと比較しながら量刑を判断すべきである。

第5 終わりに

- ① 依頼者である一般市民にとって、過払金が140万円超になった場合に、手続きを引き継いだ弁護士と、手を引いた司法書士との間で、引き継ぎ前の業務をどのように評価、合意し、それをいつ支払うかについて取り決めることに関しては、依頼者は、自らにその負担、分担を求められない限り、全く関心はない。依頼者の関心は、唯一、自分の過払金返還請求権行使の結果を1日も早く手に入れたいだけのことである。
- ② 要するに、本件紛争の発端は、高額なコマーシャル提供代金を負担した司法書士法人新宿事務所が、過払金返還請求債権を有する依頼者の獲得競争について、全国各地で活躍する全国の弁護士総数である4万人を超える弁護士の多数を押し退けて、弁護士の知り合いもなく、行先のない相談者の多数を獲得してしまったことにある。
- ③ 日本弁護士連合会も、それを支える単位弁護士会も、対応措置をとらず、傍観し、うかうかしていると、我が国内の弁護士の大多数が、巨大な外国資本

系列の法律事務所の下請事務所、下請弁護士化する危険は遠いことではない。

- ④ 競争力のある司法書士法人との競争に負けたことを悔むだけに止まらず、競争に勝ったその司法書士法人に 140 万円超事件に協力を求められ、慎重に判断した上で、引き継ぎを受けた勇気ある弁護士の活動について、宗教界の修道士に求められた如き、より気高い高潔さを厳格に求め、束縛することのみに汲々とすることだけが、弁護士会に求められていることではない筈である。
- ⑤ 高額な広告を行う「士」が市場を席巻することが問題であれば、広告規制の緩和が行き過ぎたのであって、広告規制を工夫すべきである。

以上